

所得税の確定申告 市・県民税の申告が始まります

申告書はご自身で書いてお早めに!

相談期間は 2月16日(金)～3月15日(木)

所得税と市・県民税は個人の所得にかかる税金で、前年(平成12年中)の1月1日から12月31日までの1年間の所得を、自分で正しく計算して申告書を作成する「自主記載・自書申告」となっています。

なお、所得税の確定申告をする人は、市・県民税の申告をする必要はありません。確定申告をしない人は、市・県民税の申告をしてください。また、所得税の確定申告書または市・県民税の申告書を提出した人は、個人事業税(県税)の申告書を提出する必要はありません。

相談会場は混雑が予想されます。ご自身で申告書を作成できる人は、できるだけ郵送で提出してください。相談会場へは、時間に余裕をもってお越しください。なお、市役所駐車場は込み合いますので、婦人会館周辺の駐車場をご利用ください。

申告用紙は届きましたか

申告用紙は、昨年(平成11年)の状況に基づき申告が必要と思われる人に、1月下旬に発送しました。もし届いていない場合は、申告会場か市民税課(所得税の確定申告書については刈谷税務署)でお受け取りください。なお、給与所得の人で還付申告の場合は、申告用紙を送付していません。

申告書はあなたにも書けます

刈谷税務署と安城市役所では、職員の指導を受けながら、ご自身で申告書を作成していただくことを勧めています。



なお、確定申告期間中は窓口が大変混雑しますので、「申告の手引き、記載例」などを参考に、できるだけご自身で申告書を作成してみましょう。提出は郵送もできます。

※市・県民税の申告書を提出する人は、返信用封筒をご利用ください。

申告書の提出は刈谷税務署か安城市役所へ

所得税の確定申告は、刈谷税務署で納税相談を行います。次の日程で同署員が市役所で受け付けます。

事業所得のある人(営業、その他事業を営む人)

⇒2月16日(金)～3月15日(木)

譲渡所得のある人(平成12年中に土地や建物を譲渡した人)

⇒2月26日(月)～3月9日(金) ※3月12日(月)以降は、市役所では受け付けできません。刈谷税務署へお出かけください。

税理士会の無料申告納税相談

東海税理士会刈谷支部が、確定申告に関する無料申告納税相談を行います。

とき▷2月16日(金)～28日(水)午前9時30分～正午、午後1時～4時
ところ▷市役所大会議室(本庁舎3階)

出張納税相談の日程

今年度から納税相談会場を変更した地区があります。お近くの会場へお出かけください。

相談時間▷午前9時～正午、午後1時～4時

| 月 日 | 相 談 会 場 |
|-----------------------|------------------------------|
| 1月30日(火) | 東端町公民館、JA志貴支店 |
| 1月31日(水) | 二本木コミュニティセンター、JA箕輪支店 |
| 2月1日(木) | 北部公民館 |
| 2月2日(金) | 今村公会堂、JA生活館 |
| 2月5日(月) | JA桜井南支店 |
| 2月6日(火) | 安祥公民館、JA古井支店 |
| 2月7日(水) | JA小川集会場、JA三ツ川集会場 |
| 2月8日(木) | 作野公民館 |
| 2月9日(金) | 高棚町農民センター、榎前町公民館 |
| 2月13日(火) | 和泉町公民館、福釜町農人会館 |
| 2月14日(水) | 東部公民館、新田町公民館 |
| 2月15日(木) | 根崎町公民館、城ヶ入町内会事務所 |
| 2月16日(金) ～3月15日(木) | 市役所大会議室(本庁舎3階) ※土・日曜日は除く。 |

※JA=あいち中央農協

市役所では2月15日(木)までは受け付けできませんので、お間違えのないようお願いいたします。

◇出張納税相談会場では、次の人は受け付けできませんので、市役所または刈谷税務署へお出かけください。

- ①営業など事業所得のある人
- ②青色申告書を提出する人
- ③土地、家屋などの譲渡所得のある人

消費税及び地方消費税の申告と納付期限は4月2日(月)

個人事業者の平成12年分の消費税及び地方消費税の申告と納付期限は、4月2日(月)です。早めに刈谷税務署へお出かけください。

申告が必要な人

- ①平成10年中の課税売上高が3000万円を超える個人事業者
- ②平成10年中の課税売上高が3000万円以下の個人事業者で、平成11年中までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

※平成12年分の納付する消費税額が0円の人でも申告は必要です。

消費税及び地方消費税の納税相談を、市役所でも2月16日(金)～3月15日(木)に同署員が受け付けます。

ホームページをご利用ください

税の相談にお答える「タックスアンサー」

⇒<http://www.taxanser.nta.go.jp>

申告書の書き方がわかる刈谷税務署の「ホームページ」

⇒<http://www.nagoya.nta.go.jp/kariya>



ここに記載した内容は基本的な事項についての説明です。詳しくは、刈谷税務署(☎21)6211)、または市役所市民税課でお尋ねください。